

令和4年

熊野町農業委員会
議事録

第10回

熊野町農業委員会

令和4年第10回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年12月19日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 302・303会議室

3. 出席委員 (9人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員 委員 4番 井尻 隆雄

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣 寿計
委員	佛圓 治徳

6. 欠席委員

委員	世良 次生
----	-------

7. 議事録署名委員 (2人)

委員	9番	原 恭博
委員	1番	庄賀 深雪

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野 准
課長補佐	諏訪本 壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第10回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。 9番 原委員、1番 庄賀委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第52号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇から北側に約100mの場所に位置する、畑1筆でございます。 申請に至った経緯としましては、譲渡人である〇〇〇〇〇は、遠方にお住まいで耕作することが困難であり管理が難しく、現地は耕作放棄地となっていることから、譲受人である〇〇〇〇〇に譲渡することとし、〇〇〇〇〇としては自宅に隣接した申請地を取得し、経営規模を拡大することをお考えのようです。 申請書によると、譲受人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数についても、本人が年間100日、世帯員である妻が50日従事されることとなっており、権利を取得する者またはその世帯員等の農作業に従事する従事日数150日以上の基準を満たしております。 下限面積につきましても、合計3000㎡を超える農地の所有を確認しており、問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。

議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	ただいま説明がありました件について、現地を確認した結果をご報告いたします。 13日に役場の担当の方と一緒に現地を確認してまいりました。 この土地はですね、〇〇〇〇〇に近い位置なんですけれども、熊野町道に面した場所にありまして、町道の幅が3mくらいの道路に面しております。 こちらは、畑として農地に登録されているが、現状は枯れ草が茂っておりまして、それも一年生の雑草なものですから、周囲に迷惑はかけるような状況にはなっておりませんでした。 この畑は、道路に面した面がコンクリートの用水路で出来ておりまして、給排水路ともきれいになっており、ゴミ等はありませんでした。 周辺への影響はほとんど無かったと思います。 それから、譲り受けられる〇〇〇〇〇という方は、この土地に納屋が接しており、納屋の裏にあるような状況でして、この度、譲り受けられても遠くから耕作に来るという心配はまず無いです。 この土地はですね、幅が約5m、奥行き30mくらいの非常に細長い土地になっておりますけど、現在は、草は生えているんですけど、耕運機でも作業が難しいという状況でも無いし、畔もまっすぐな道になっておりまして、耕作する上ではとても耕作しやすい土地ではないかと思います。 先ほど申しましたコンクリートの排水路あたりも下には田んぼはありません。上に1町ありますけど、これもきれいに水路が道路の下面脇に入っておりまして、下も上も問題はないということで、この土地については現状で何も起こるような問題は無いと思いました。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第1、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、日程第１、議案第５２号「農地法第３条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第２、議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第５３号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇から西側に約１００ｍの場所に位置する、田５筆でございます。 申請に至った経緯としましては、譲渡人である〇〇〇〇〇は、高齢で耕作することが困難であり管理が難しく、現地は一部が耕作放棄地となっていることから、譲受人である〇〇〇〇〇に譲渡することとし、〇〇〇〇〇としては自宅に隣接した申請地を取得し、経営規模を拡大することをお考えとのことでした。 申請書によると、譲受人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数についても、本人が年間３００日従事されることになっており、従事日数１５０日以上基準を満たしております。 下限面積につきましても、合計５０００㎡を超える農地の所有を確認しており、問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題はなく、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	今、役場から説明がありましたように海上側の〇〇〇〇〇という方が譲り受けられるということで１３日に現地確認に行っていました。 これも３ｍ幅の町道が〇〇〇〇〇のお宅から一町下に田んぼがあり、これは名前は分かりませんでしたが、その下を３ｍの町道が通って、そのさらに約５０ｃｍから６０ｃｍの下側に〇〇〇〇〇が受けられる田が４町、４筆ほどあります。これは細長い田んぼでございましたけど、この両面に町道が走っておりまして、コンクリートの水路が入っており、水路内は非常にきれいになってお

りました。

田んぼも何度か耕されたようになっておりましたが、稲は作られたようにはなっていませんでした。従って時々、ここをトラクターで鋤いておられるんだろうと思います。

今度、譲られた所に接してですね、〇〇〇〇〇の農機具工場がありまして、これは〇〇〇〇〇というところと萩原の〇〇〇〇〇のところで機械の修理工場をやっておられます方の自宅なものですから、トラクターとかいろいろな機器類を置いている倉庫のような機械工場のような所があります。

この〇〇〇〇〇は、農業をしているときもそうでしたが、〇〇〇〇〇に頼んで農機具を直してもらったり、あるいはちょっと田植え機の調子が悪いから見てくださいやと行って見てもらったら、「ああ、これはええよ、わしが植えちょいたげるよ」というような人なものですから、地域の人にとっては恐らく色々な面で面倒をみてもらっているんじゃないかと思います。

この付近は、どうもイノシシが非常に多く出ている所じゃないかと思います。田のほとりはかなり荒らした痕がありました。そういうことと、私の経験では田をこういうプロが作ると田のメンテをするのにちょこちょこっとされても水が漏れたりするということは無いです。

こういう方が困っておられる人の農地を引き受けて頂ければ良いと思います。特に新宮、初神地区は若い人が農業をしないものですから、農地が荒れて仕方がないのですが、地域にとっては逆にきちっと管理してもらえるとということは環境の悪化も防げるし、良いことじゃないかと思います。

それから、先ほどちょっと話をしましたが、イノシシが畔を荒らすということで、たまたま下の熊野川のところに行ってみたらですね、イノシシが2匹ゲージの中に入っており、飼われているのか、捕まってそこに入れておられるのか分からないですけども、大きなイノシシを1mくらいの所で見させてもらいました。イノシシというのは、初神の方でも最近、よくありますが、耕作者の意欲を無くさせる原因の一つにもなっていると思います。

一回、イノシシにやられると今年は植えるのを辞めたというようになる人が多いところなので、イノシシ対策には農業と一緒に取り組んで頂いてですね、安心して出来るような体制にしていくのが農業の一つの農業振興の対策になるのではないかと感じました。

	ここが荒らしてしまえば地域への影響は出ると思いますが、役場の方からも説明がありましたが、非常にきれいにきちっとされているので、この件については別に問題になるようなことは無いと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第２、議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第２、議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第３、議案第５４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第５４号の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇から北側に約１５０ｍの場所に位置する、田４筆でございます。 申請に至った経緯としましては、譲渡人である〇〇〇〇〇は、遠方にお住まいで耕作することが困難となり管理が難しくなっていることから、譲受人でご兄弟である〇〇〇〇〇に譲渡することとし、〇〇〇〇〇としては自宅に隣接した申請地を取得し、経営規模を拡大することをお考えとのことでした。 申請書によると、譲受人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数についても、〇〇〇〇〇本人が年間１５０日、世帯員である妻が１５０日従事されることとなっており、従事日数１５０日以上の基準を満たしております。 下限面積につきましても、合計２０００㎡を超える農地の所有を確認しており、問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請

	内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めるところですが、世良委員が所要のため、欠席されていますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	世良委員から補足説明にあたり、説明書をあずかっておりますので、読み上げさせていただきます。 12月16日金曜日午後に事務局と現地を確認してきました。 申請地は、事務局が説明されたように、〇〇〇〇〇の住宅地に隣接するようなところにある田4筆であり、一部については、数年間は耕作されていない休耕中の農地でした。農地は、段になっておりますが、譲受人の〇〇〇〇〇からは家の向かい側となり、とても管理がしやすく今後の活用についても効率の良い使い方になると思いました。 譲渡人は、町外に住まわれているので、耕作することのみならず、管理することも難しい状況であり、譲受人は経営規模を拡大するため、取得される内容の申請となっております。 営農計画書によると、今後、水稻耕作し、自己消費していくとのことでした。 譲受人は、2000平方メートルを超える田を耕作されているため、数多くの農器具も保有されているようで、申請書及び添付書類等にも問題は無いように確認しておりますので、許可相当の内容であると考えております。 以上が、世良委員からお預かりした現地調査結果説明書の内容です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありますか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第3、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありますか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第4、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請に

	ついて」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第55号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、〇〇〇〇〇から東側に約50mの場所に位置する、田2筆でございます。 申請に至った経緯としましては、譲渡人である〇〇〇〇〇は、相続により所有権を有したものの農業経験がなく後継者もないことから、譲受人である〇〇〇〇〇に譲渡することとし、〇〇〇〇〇としては、自宅から近いうえ、以前から規模拡大を検討されていたとのことのため、申請地を取得することにされた模様です。 申請書によると、譲受人は、農機具の保有状況からは、耕作能力に問題はなく、農作業への常時従事日数についても、〇〇〇〇〇本人が年間300日、世帯員である妻が250日従事されることとなっており、従事日数150日以上基準を満たしております。 下限面積につきましても、本件とあわせて合計2000㎡を超える農地の所有を確認しており、問題はありません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	こちら13日に役場の方と一緒に現地を確認してまいりました。 場所は、先ほど説明がありましたように〇〇〇〇〇に行く方の道で道幅が4m近くあるような所で〇〇〇〇〇の麓にあたる所です。 現在、この2つの土地は、休耕ということになっているようですが、実際はきれいに草は除去されて、もうすでに耕うんされているような状況でした。 恐らく譲り受けられる人は、トラクターには乗らないと思うのですが、耕運機でこの田んぼは鋤かれたものと思います。 丁寧に鋤いてありまして、畔際の切れるところまでほとんど枯草が残らない

	ような丁寧な作業がされていまして、他のところと見て比べてですね、これは気持ち良いなと感心したような状況でした。 この方は、初神の農産物の販売所のビクトリーの所で、初神の方が一緒に農産物を販売されておられますけども、そこにですね熱心に出荷されており、作ったものをそうして販売するところに出しておられるような方で、農業に対して熱心な方だろうと思います。 だいたい、初神、新宮もそうでしょうけど、初神地区におると、やりよるんだから仕方がないから作って出そうという人の方が多いのですけれども、若い人にしては珍しく農業に対して熱意をもっておられる方なので、今度、〇〇〇〇〇〇から譲り受けられた土地２筆につきましても、もうすでにきれいに準備されておられるような状況だったものですから、周辺への影響はまず無いと思います。あの方であれば。 そういう人が作っておられるということは、我々地域の人間としてもですね、安心できるんじゃないかと思ひましてね、この件は将来のやり方に対して合っているというか、熱心にやる方があれば、農地が荒れるのを防止できるんじゃないかという感じを受けました。 従って、本件について問題になるようなことは無いと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第４、議案第５５号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第４、議案第５５号「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第５、議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第５６号の農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたし

	ます。 申請地は、〇〇〇〇〇からちょっと下ったところで、ほぼ隣接するところで、〇〇〇〇〇という工場がございますが、そこから南側へ１００mくらい山側へ進んだところにある地目 畑の１筆で、転用目的としましては、資材置き場となっております。 現在、申請地は、休耕中で、今後も農地として利用していく見込みはなく、譲り渡されることとなったようです。 また、この度の転用は、譲受人が付近で借地し、資材置場として活用していた土地を１２月をもって返却しなければならなくなったため、候補地を付近で探していたところ、休耕中の申請地を資材置場として活用していくことで土地所有者と調整がついたとのことでした。 申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	１２月１４日に現地の確認に行ってきました。 現地の畑は、休耕中とありましたが、現地は草もない状態で、道路に面した所でした。すぐ横に自然の水路もあるのですが、ここを今後、資材置場としていくとのことで、高低差もそれほどなく周りに影響を及ぼす恐れもないという判断を致しました。 現状としては、畑をされるような状況に無く休耕中だったということで、これを資材置場として活用することについて問題はないと思い報告させていただきます。 以上です。。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。

	日程第５、議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第５、議案第５６号「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第６、議案第５７号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第５７号の農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 場所は、〇〇〇〇〇から約２００ｍ程度、南東付近に進んだところ、〇〇〇〇〇〇から直線で約１００ｍの〇〇〇〇〇〇の沿線付近となります。申請地は、畑１筆で、転用目的としましては、資材置場となっております。 現況ですが、現在も畑として利用されていますが、ご高齢のため、今後は耕作することが難しく、維持していくことが困難となったため、譲り渡されることとなったようです。 転用目的としましては、資材置き場として活用するために転用を行いたいとのことです。 申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。 周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	この物件も１２月１４日に現地を確認してきました。 こちらは〇〇〇〇〇の所から狭い道を通って、いわゆる道に接していない土地ではありますが、一部民有地を利用して車が入る程度の敷地ではあるのですが、現状野菜を作って耕作されておるのですが、農業祭でも野菜を出したりして、３年くらい前は白菜で賞をもらったような人でもあるのですが、高齢のため作っていたのですが、難しいというようなことからこの度、土地を手放すと

	いうことを考えておられるということですが、周囲は藪とかある所です、資材置場として利用されても他の土地に影響は無いと思われますので、私としては問題の無い案件かなと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
原委員	〇〇〇〇〇は辞めることになったんですね。
稲垣委員	そうですね。いろいろ野菜も上手に作っておられたのですけどね。ちょっと年齢的に難しくなったようです。
議長	その他なにかありますか。 質問がないようですので、お諮りします。 日程第 6、議案第 5 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 5 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第 7、議案第 5 8 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 5 8 号の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。 これは、租税特別法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、申請者が適当な方として認められるかといった審議をしていただきます。 次のページに添付している農林水産省の資料をご参照ください。 農業目的に使用している農地を相続される場合、譲受後 2 0 年間営農を継続したものについては相続時にかかっておった相続税が免除されるものです。 今回の案件については、被相続人と相続人の双方が必要条件を満たす必要があります。 まず、被相続人は、要件①の、死亡の日まで農業を営んでいたものとして考えております。これは、昨年の利用状況調査によるものですが、被相続人は農

	業を行っていた実績があることから死亡の日まで農業を営んでいた者として扱うことができるものと考えております。 次に、相続人は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者に該当するものと考えられます。 現地については、現在も畑として農業経営がされており、白菜等が植わっております。 以上のことから、適用要件を満たしているものと考えられます。 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについては、以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	こちらの案件も１２月１４日に現地を確認してきました。 現地はですね、自宅の横に隣接する所で面積的にも大きくは無いのですが、現状、野菜を植えられてちゃんと耕作されておられる状況を確認できました。 今回、相続税の納税猶予ということで、今後も畑を維持して耕作されるということで、本人もおられたので確認して参りましたので、この案件については適格者として問題ないと思いました。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 日程第７、議案第５８号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第７、議案第５８号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することに決定しました。
議長	続いて、日程第８ 報告第１８号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」及び日程第９ 報告第１９号「農地法第４条第１項第８号の規定による届出について」及び日程第１０ 報告第２０号「農地法第５条第１項第７号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。

事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、10月と11月の2か月間の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。 報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案45ページのとおり、 1件で、出来庭と城之堀の農地を相続されています。 報告第19号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案53ページのとおり、 平谷地区で1件です。 報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案59ページから61ページまでのとおり、 呉地地区2件、出来庭2件、中溝1件、萩原1件、初神1件の計7件です。以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。 次回の農業委員会は1月20日（金）に開催予定です。 議案については1月13日（金）以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和4年第10回熊野町農業委員会を閉会します。